

令和3年3月

第一回定例会

経済委員会

所管事務報告資料

農水局

農業委員会

土壌汚染対策法に基づく届出について

2010年4月から2020年11月までの間に本市が発注した工事について、土壌汚染対策法に基づく届出状況の調査を行った結果、合計133件の未届事案が判明しました。

未届事案については報告書として担当部署へ提出いたしました。今後再発防止に努めます。

1 未届件数（2010年4月から2020年11月までに発注した工事）

	対象件数	届出済件数	未届件数
都市建設局	101	29	72
農 水 局	26	1	25
教育委員会事務局	28	4	24
上下水道局	7	2	5
健康福祉局	2	0	2
経済観光局	6	3	3
文化市民局	1	0	1
西区役所	1	0	1
合 計	172	39	133

2 原因

- ・土壌汚染対策法に基づく手続きの必要性について認識が不足していた。

3 対応

- ・未届事案について、令和3年2月末までに各工事等発注部署から届出を行った。
- ・届出のあった事案については、土壌汚染対策法所管部署が速やかに確認し、必要に応じ各工事等発注部署に指導する。

4 再発防止策

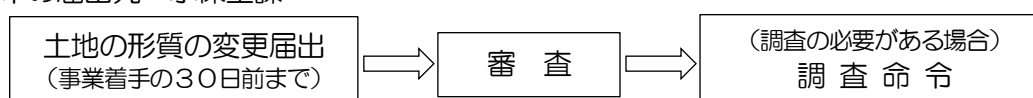
- ・発注段階等におけるチェックリストを整備し、届出漏れがないよう徹底する。
- ・工事発注部署の職員に対し説明会を開催するなど、法の趣旨等を改めて周知徹底する。

《参考》

◎土壌汚染対策法に基づく届出について

- ・平成22年(2010年)4月の法改正に伴い、大規模開発等3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合は、事前の届出が義務付けられた。

※熊本市の届出先：水保全課



※事業面積3,000m²以上の土地の掘削、盛土等地表面を触る工事が届出の対象となる
(例) 道路改良工事、河川整備工事、運動場改良工事、下水処理場内工事等

【現状 3月8日現在）】

- 農業への影響について、経済連、JA、市場等の関係機関へ聞き取り調査を実施。
- ・市の主要品目の野菜（すいかを含む）や果実の価格は全般的には堅調に推移し、一般向け牛乳についても例年並みの販売状況。
 - ・花きについては、1月の緊急事態宣言を受けて冠婚葬祭等の縮小により販売単価が低下していたが、2月に持ち直し、2月27日以降は、概ね平年を上回る単価で推移している。
 - ・アールスメロンについては、端境期で出荷量が少ないものの価格が低下している。
 - ・うんしゅうみかんの価格は、作柄良く上位等級品の出荷割合も高かったことなどにより、堅調に推移。
 - ・牛肉（和牛）は、巣ごもり需要の影響もありスーパーでの販売が比較的堅調。インバウンドの減少などの影響で高価格帯の和牛の枝肉価格が低下していたが、10月以降は冷凍保管へ仕向け等もあって回復傾向にある。

品目		令和 2年3月～7月までの累計	1 0 月	1 1 月	12月	1月	2月 ※ 3
花き※ 1	カスミソウ	80円/本(前年比101%)	132円/本（前年比95%）	87円/本(前年比92%)	78円/本(前年比71%)	71円/本(前年比80%)	47円/本(前々年比71%)
	トルコギキョウ	156円/本(前年比92%)	143円/本（前年比129%）	177円/本(前年比115%)	176円/本(前年比98%)	168円/本(前年比83%)	176円/本(前々年比106%)
	切り花	48円/本（前年比96%）	60円/本（前年比101%）	64円/本（前年比102%）	72円/本（前年比97%）	58円/本（前年比84%）	54円/本（前々年比91%）
メロン※ 1		465円/kg(前年比92%)	469円/kg（前年比115%）	573円/kg(前年比117%)	637円/kg(前年比105%)	561円/kg(前年比83%)	542円/kg(前々年比72%)
すいか ※ 1		248円/kg(前年比95%)	285円/kg（前年比109%）	255円/kg(前年比114%)	268円/kg(前年比110%)	260円/kg(前年比109%)	330円/kg(前々年比104%)
うんしゅうみかん※ 1		—	230円/kg（前年比114%）	223円/kg(前年比98%)	244円/kg(前年比97%)	226円/kg(前年比88%)	集計中
牛肉 ※1		1,933円/kg（前年比80%）※2	2,386円/kg（前年比101%）	2,456円/kg（前年比102%）	2,588円/kg（前年比108%）	2,525円/kg（前年比108%）	2,581円/kg（前々年比104%）

※1 資料提供元 花き：JA熊本経済連、熊本県花き園芸農業協同組合 メロン、すいか：JA熊本経済連 うんしゅうみかん：JA熊本市 牛肉：大阪市卸売市場南港市場取扱 ※2 牛肉は、累計ではなく、7月単価のデータ
※3 新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和元年2月以降は比較対象とはならず、前々年の同月と比較

【制度概要・推移（3月8日現在）】

①農漁業者向け金融支援制度

- ・経営が悪化した農漁業者が今後の経営に支障を来さないよう、5年間の利子全額補助・保証料不要の貸付を実施。

実績（3/8現在）	緊急支援資金	農林漁業セーフティネット資金	合計
申込件数	33件（農業33件）	39件（農業37件、漁業2件）	72件（農業70件、漁業2件）
貸付件数	32件（農業32件）	39件（農業37件、漁業2件）	71件（農業69件、漁業2件）

②花き等の緊急消費拡大対策

- ・花の魅力のPRについては、「街なか花いっぱい運動」として、市内の公共施設や主要な駅、空港、観光地等で熊本産花きの装飾展示を行うとともに、SNS等を活用した需要喚起。（国の「公共施設等における花きの活用拡大支援事業」を活用し、令和3年2月まで実施）

③販路拡大支援事業

- ・首都圏期間限定アンテナショップで馬肉を含めた農水産物等の販売を令和3年2月まで実施。
- ・通信販売を活用した熊本産品のキャンペーンを開催中。
- ・首都圏バイヤー等向けに、東京の飲食店で熊本産品の試食会を開催、熊本からオンラインでトップセールスを実施。

○農業分野（品目別）

主要 品目	消費拡大対策			融 資	在庫保管 ・計画出荷	次期作対策等（国）	所得安定対策		
	広 報	装 飾	販売促進				収入保険 （国）	経営安定対策 （国）	事業継続支援 （国）
花 き	（市）緊急対策第2弾花き等の緊急消費拡大対策 （令和2年10月で事業終了）	（市）緊急対策第2弾花き等の緊急消費拡大対策 （令和2年10月で事業終了）	（市）緊急対策第2弾花き等の緊急消費拡大対策 （令和2年10月で事業終了）	（県・市） 緊急対策第2弾・第3弾農業者・漁業者向け金融支援制度 （別紙6）	—			—	
		（国）R2 一次補正 公共施設等における花きの活用拡大支援事業 （令和3年2月で事業終了）	（国）R2 一次補正 公共施設等における花きの活用拡大支援事業 （令和3年2月で事業終了）	（国）R1、R2一次・二次・三次補正 農業者・漁業者向け金融支援策（R3継続） ・農林漁業セーティネット資金 ・農業経営基盤強化資金 ・経営体育成強化資金 ・農林漁業施設資金 ・農業近代化資金 ・農業経営負担軽減支援資金 （別紙7 ※2）					
野 菜		—	（市）R2 当初予算 くまもと食の魅力発信事業 （トッププロモーションやアンテナショップ開設、通販活用支援等） （別紙1） （国）R2 一次補正 国産農林水産物等販売促進緊急対策 （イチゴ、メロン） （申請受付終了） （国）R2 三次補正 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 （別紙2） （県）R2 5月補正 県産農林水産物等緊急流通対策事業 （申請受付終了）				（国）R2 一次・二次・三次補正 高収益作物次期作支援交付金（申請受付終了） 事業主体：協議会等	（国）収入保険制度 （別紙11 ※2）	（国）野菜価格安定対策 （別紙13 ※2） （国）R2 一次・二次補正 持続化給付金 （申請受付終了） （国）R2 二次・三次補正 経営継続補助金 （県）R2 5月補正 事業継続支援金 （申請受付終了）
果 樹			（市）R2 当初予算 くまもと食の魅力発信事業 （トッププロモーションやアンテナショップ開設、通販活用支援等） （別紙1） （国）R2 一次補正 国産農林水産物等販売促進緊急対策 （マンゴー）（申請受付終了） （国）R2 三次補正 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 （別紙2） （県）R2 5月補正 県産農林水産物等緊急流通対策事業 （申請受付終了） （県）R2 9月補正 地元農林水産物等の販売支援 （別紙3）					—	

新型コロナウイルス感染症拡大の影響への農業分野（品目別）の対策一覧【令和3年（2021年）3月8日時点】 NO 2

主要 品目	消費拡大対策			融 資	在庫保管 ・計画出荷	次期作対策（国）	所得安定対策		
	広 報	装 飾	販売促進				収入保険 （国）	経営安定対策 （国）	事業継続支援 （国）
牛 肉	（市）緊急対策第2弾花き等の緊急消費拡大対策（令和2年10月で事業終了）	—	（国）R2 一次補正 国産農林水産物等販売促進緊急対策（申請受付終了） （県）R2 5月補正 県産牛肉等・魚生産者の支援（全額：国費） （別紙4 ※2）	（県・市） 緊急対策 第2弾・第3弾農業者・漁業者向け金融支援制度 （別紙6） （国）R1、R2一次・二次・三次補正 農業者・漁業者向け金融支援策（R3継続）	（国）R 2 一次補正 和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（別紙8 ※2）	（国）R 2 一次補正 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（別紙9 ※2） （国）R 2 二次補正 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（別紙10 ※2）	—	（国）肉用牛肥育経営安定特別対策事業 （牛マルキン：別紙14 ※2）	（国）R2 一次・二次補正 持続化給付金（申請受付終了） （国）R2 二次・三次補正 経営継続補助金（申請受付終了）
馬 肉			（市）R2 当初予算 くまもと食の魅力発信事業（トッププロモーションやアンテナショップ開設、通販活用支援等） （別紙1） （市）Instagramを活用した「馬肉レシピコンテスト」を開催 （県）R2 9月補正 県産馬肉の学校給食提供支援事業（健康教育課で事業実施） （別紙5）	・農林漁業セーフティネット資金 ・農業経営基盤強化資金 ・経営体育成強化資金 ・農林漁業施設資金 ・農業近代化資金 ・農業経営負担軽減支援資金 （別紙7 ※2）	（県）R2 5月補正 馬肉生産緊急支援事業（申請受付終了）	—	（国）収入保険制度（別紙11 ※2）	—	（県）R2 5月補正 事業継続支援金（申請受付終了）

※1 労働力対策（国）：全国農業会議所を通じて、JA、農業法人等の労働力確保支援、県を通じて農業大学校や農業高校との連携による学生等の実習機会を提供（資料16：※2）令和3年3月末日まで申請受付延長

※2 これらの事業は、市を経由しないで執行。

○漁業分野

主要 品目	消費拡大対策			融 資	在庫保管 ・計画出荷	次期作対策等（国）	所得安定対策		
	広 報	装 飾	販売促進				収入安定対策 （国）	休漁中対策 （国）	事業継続支援 （国・県）
水 産 物	（市）緊急経済対策第2弾 花き等の緊急消費拡大 対策 （令和2年10月事業終了）	—	（市）R2 当初予算 くまもと食の魅力発信事業 （トッププロモーションやアンテナショップ開設、通販活用支援等） （別紙1） （県）R2 5月補正 県産農林水産物等緊急流通対策事業 （申請受付終了） （県）R2 5月補正 県産牛肉・魚生産者の支援 （全額：国費） （別紙4 ※1）	（県・市） 緊急対策 第2弾・第 3弾農業者・漁業者向け 金融支援制度 （別紙6） （国）R1、R2一次・二次 三次補正 農業者・漁業者向け金 融支援策（R3継続） ・農林漁業セーフティ ネット資金 ・漁業近代化資金 ・農林漁業施設資金 （別紙7 ※1）	—	—	（国）R2一次・二 次・三次補正 漁業収入安定対策 積立ぶらすの基金 の充実 （別紙12 ※1）	（国）R2 二次補正 資源・漁場保全 緊急支援事業 （事業主体(県漁連 等)に、国から交付 金を拠出。） （別紙15 ※1）	（国）R2 一次・二次補正 持続化給付金 （申請受付終了） （国）R2 二次・三次補正 経営継続補助金 （申請受付終了） （県）R2 5月補正 事業継続支援金 （申請受付終了）

※1 これらの事業は、市を経由しないで執行。

農業振興地域整備計画の全体見直しについて

令和3年（2021年）3月 農水局

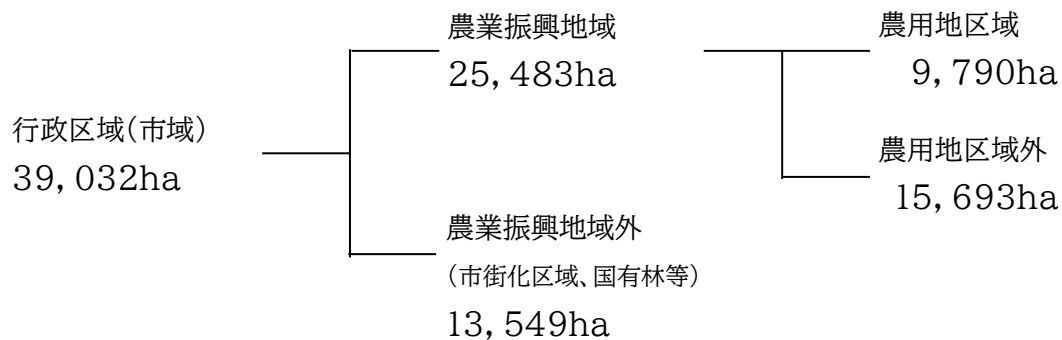
1. 農業振興整備計画の概要

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）第8条の規定に基づき、市が概ね10年先を見据えて策定する計画で、この中で、県知事が定めた農業振興地域において、農業生産の基盤となる区域（農用地区域）と農用地区域外に区分している。

なお、農用地区域は、農業利用を図る区域で、本計画に基づき土地基盤整備事業や国の補助事業等を集中的かつ計画的に実施することとされている。また、税制上の優遇措置としては、担い手への農地の譲渡者には特別控除が適用される。

一方、原則、農地転用ができないなど、非農業的土地利用は制限を受ける。

【熊本市の土地利用計画及び面積】



2. 全体見直しの目的

農業振興地域整備計画は、農振法に基づき昭和47年に策定し、これまで計4回の全体見直しを行ってきた。

前回の改定から5年を経過したことから、令和2年度から、順次、地元への意向調査や営農状況、土地利用状況などの基礎調査を行い、その結果を踏まえて本計画の見直しを行う。

【参考】これまでの見直しの経緯

策 定： 昭和47年 9月22日

1回目： 平成 3年 9月19日

2回目： 平成10年 9月16日（飽田町、天明町、河内町、北部町計画統合）

3回目： 平成18年 9月25日

4回目： 平成27年 5月21日（富合町、城南町、植木町計画統合）

3. 見直しのポイント

(1) 農用地区域への編入の考え方

農用地区域外の農地で、今後、国等の補助事業の活用を予定している事業対象地については、農用地区域への編入を検討する。

- ① 国や県等の補助事業の活用を希望している農地（土地改良事業、果樹の改植事業の対象地となる農地等） など

(2) 農用地区域からの除外の考え方

現地調査や基礎調査の結果等を踏まえ、法の規定に基づき検討・判断する。

- ① 道路など公共事業の実施により農用地区域が分断され狭小となった農用地区域内の農地
- ② 地域からの要望箇所（農家住宅や農家の分家住宅の建築など 具体的な計画があるもの） など

※なお、除外は、農振法13条に定める下記の5要件を全て満たした場合に限る。

- (ア) 農用地以外に代替すべき土地がないこと
(実現可能な事業計画であり面積も過大でないこと、他法令の許可見込みがあること、農用地区域外に代替可能な土地がないこと)
- (イ) 農業上の総合的な利用に関し支障を及ぼすおそれがないこと
(周辺農地に影響がないこと、農地等の集団性を損なうものではないこと)
- (ウ) 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
(安定的な農業経営に支障がないこと)
- (エ) 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
(土地改良施設のかい廃等により施設機能の低下がないこと)
- (オ) 農業生産基盤整備完了後8年を経過しているものであること
(ただし、事業完了から8年経過すれば除外できるということではない)

4. 全体見直しまでの主なスケジュール

基礎調査	R2年度	4月～	分筆や道路の新設等で変更になった地番の整理など 事前準備
	R3年度	4～5月	農区長へ農区意向調査を依頼
		7～9月	現地調査・調整（意向調査に係る地元との調整 など）
		10～3月	基礎資料及び計画素案作成
全体見直し	R4年度	4月～	県との素案協議
		12月	整備計画（案）の確定
		1月～	法手続き（公告縦覧期間、異議申立期間、県との法定協議等）
	R5年度	5月	全体見直し（完了公告）

第2次熊本市農水産業計画改訂版（素案）に関する
パブリックコメントの結果について

令和3年（2021年）3月 農水局

第2次熊本市農水産業計画改訂版（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和2年12月23日～令和3年1月21日
- 2 意見募集結果の公表日 令和3年2月24日
- 3 ご意見の提出状況

ご意見を提出された方の人数	1名
ご意見の件数	8件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
（内訳）

【対応1（補足修正）】	
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	0件
【対応2（既記載）】	
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの	2件
【対応3（説明・理解）】	
市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	3件
【対応4（事業参考）】	
素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	0件
【対応5（その他）】	
素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	3件
- 5 今後のスケジュール
令和3年 3月 計画改訂版の策定（市長決裁）

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
Ⅱ 国内及び熊本市の農水産業の状況	2 熊本市の農水産業の状況	販売農家数の全体数が書いてあるが、同頁に、野菜・果樹・畜産・米・園芸と書いてあるなら、個別に数字が出ないと、どの分野が若手が増えているのか、どの分野が若手不足なのか分からない。	本ページについては、本市の強みの 1 つとして全国平均に比べて若い年齢区分の割合が大きい状況を記載しています。 なお、「2-1-1 担い手の育成・確保の推進」において、農水産業の担い手の育成・確保や雇用による労働力の確保について記載しており、これらの対策を通じて農水産業全体として担い手の育成・確保を目指してまいります。	③ 説明・理解
V 実現に向けた課題と必要な取組	2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立	農地保全・耕作放棄地は、熊本市のファミリー農園としての活用を推進して欲しい。最低限、各小学校校区内に 1 つは確保して欲しい。これは中心部であろうと 1 つは確保する事が大事です。場合によっては、マンションの屋上や、自走式立体駐車場の屋上という選択肢も視野に入れて良いと思います。ヒートアイランド対策としても中心部であれば尚更、屋上の農地化は安全面の確保を含めて熊本発のモデルケースとしてもススメて欲しい。	本市では、農業への理解を深めていただくため、農園主からの申請を受けて一定の条件を満たす市民農園（農地）をファミリー農園として認定し、広報面で支援しており、引き続きファミリー農園の利用推進に取り組んでまいります。	③ 説明・理解

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
V 実現に向けた課題と必要な取組	3 農と食の魅力創造	農と食。と書いてありますが、それだけでは足りない。農と食と楽。「楽」が大事です。「楽」は、(タノ)(ラク)(ガク)と読めます。 「楽」楽しさ、作る楽しさ、選ぶ楽しさ、組み合わせる楽しさ。 「楽」楽ちん、簡単な楽、気軽に、お気楽に、かさばらない楽さ、頼む楽さ、注文が簡単な楽さ、 「楽」音楽、行楽・娯楽・道楽 農と食。という単純な直結は、悪く言えば「エサ」ただ食うだけのモノ。そうじゃなく付加価値を付けることが、単価向上にも繋がりますし、付加価値を求めることが生産者の「こだわり」「評価」に繋がっていくものだと思います。それを忘れてしまうと、単なる数をこなすだけで作業で終わってしまい、モチベーションも保てない。	「3-1-1 農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進」に記載しているように農水産物や加工品のプロモーション活動、農商工連携による新商品開発等を通じて、熊本が誇る豊かな農水産物等のブランド化・高付加価値化を図ってまいります。 また、「3-2-1 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進」に記載しているようにフェイスブック、Instagram、ツイッターなどのSNS等を活用し、魅力あふれる熊本の農水産物等に関する幅広い内容の情報発信を今後とも推進してまいります。	② 既記載

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
V 実現に向けた課題と必要な取組	3 農と食の魅力創造	卸売市場の機能を活用しつつ。と書いてありますが、田崎市場は早急に先端機能に対応できるように移転推進すべきです。他の市場が何か所あるのか不明ですが、全ての市場が機能的なのか？そもそも疑問ですが、私の知る限り先進的な機能を持っているのは、南高江の花市場ではないでしょうか。市場規模・駐車場完備・機能性・清潔感・動線確保に関して九州内でも1・2を争う程の魅力的な施設だと思います。 ここをモデルケースに、「市場見学ツアー」実際に近隣の小・中学校は来てますけど、一般の方にも間口を広げ有料にて実施することが消費者の意識改革にも繋がります。もちろんメディアも活用。	田崎市場は民設民営の地方卸売市場であり、地方卸売市場の指導は都道府県知事が行っています。	⑤ その他
		ふれあい推進。干潟体験と書いてありますが、これは「緑の基本計画」とも繋がる部分ですけど、河川に汚水が入る事で干潟への悪影響は大いに関連があります。河川に汚水が入るのは、用水路の汚さが根本的な要因。「ドブ川」と言われても過言ではない用水路をキレイにする事が、キレイな干潟に繋がります。	本計画は、農水産業の振興について方向性を示すものであり、河川や用水路の水質保全対策については記載しておりません。	⑤ その他

項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
V 実現に向けた課題と必要な取組	3 農と食の魅力創造	PR の事が書いてありますが、生産者の声を届けることも大事ですが、加工業者を同時に巻き込んでいく事も大事です。目利きが上手で、加工も上手な人は世の中、そんなに多くは有りませんし、常日頃、素材の良さを消費者に伝えているのは加工業者です。50回販売会をするなら、毎回違う50人の加工業者が同席し、PR 活動にバリエーションを増やすことが、更なる可能性をもたらすはずです。	「売れる」商品の開発には、加工業者、デザイナー、バイヤーなど各分野の専門家と農業者との多様かつ幅広いマッチングが有効であることから、これら専門家とのマッチング機会の提供や、セミナーの開催を行っており、「3-1-1 農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進」に位置付けております。	② 既記載
		火の君マルシェ・すいかの里を強化する。と書いてありますが、例えば、市役所本庁・および各区役所・支所でも、毎月1日は直売 DAY など、同時開催が難しいなら、1日は本庁、5日は北区役所、10日は西区役所・・・など、分散開催でも熊本市産の PR をするべき。	市の施設内外で、農漁業者等と連携し、各種イベントや農水産物の販売会を開催しており、引き続き、販売会や SNS の活用等により、農水産物の PR を行い、地産地消を推進してまいります。	③ 説明・理解

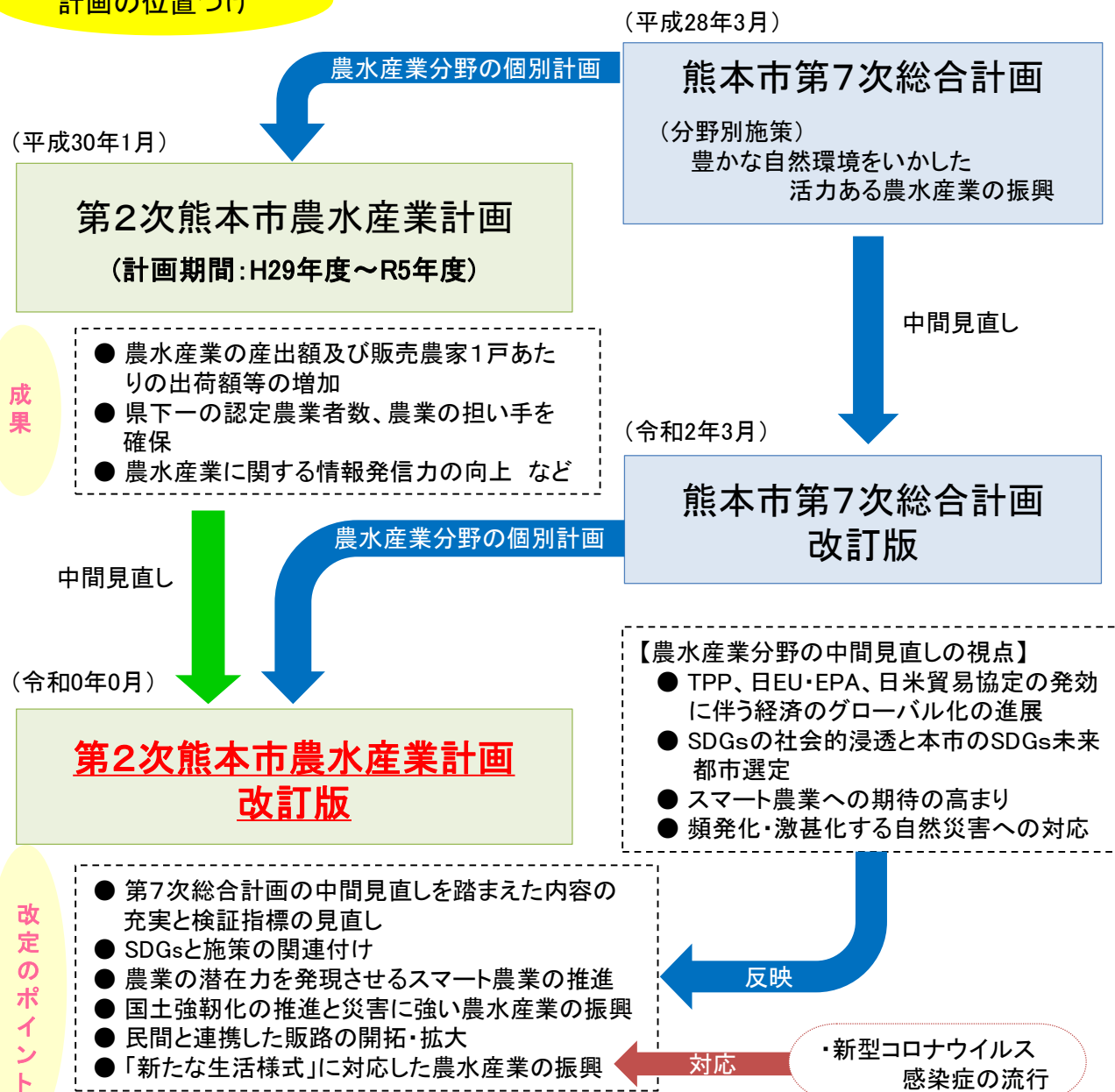
項目		ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
V 実現に向けた課題と必要な取組	3 農と食の魅力創造	給食の件ですが、コロナウィルスに伴う学級閉鎖・学校閉鎖などの際、搬入業者が当日にキャンセルを言われてしまう現状があります。それは「下請けいじめ」と言われても過言ではありません、キャンセルポリシーがアンバランスならば適正な水準に訂正すべきで、本来ならば発注後のキャンセルは実費請求・実費払いが当然です。給食として提供できずとも、テイクアウトなり調理後に冷凍するなり、何かしらの対応を検討すべきです。	本計画は、農水産業の振興について方向性を示すものであり、地産地消の観点から引き続き学校給食等における地域の農水産物の活用などの取組を推進してまいります。 なお、給食用物資の購入は、熊本市学校給食会と納入組合・納入業者との契約に基づき行っており、その契約において発注後に数量等を変更できる期限についても定めています。 当日の変更など、期限を過ぎた変更については実費をお支払いしています。	⑤ その他

農水産業は、私たちの健康な生活の基礎となる良質な食料等を安定的に供給し、地域経済の中で多様な産業と広く結びついていることから、本市の基幹産業として位置づけられ、高い潜在力を持つ成長産業としても期待されています。

また、農水産業は、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の維持などの「多面的機能」と呼ばれる役割も果たしており、私たちの生活を豊かなものにしてきています。

本市にとって重要な農水産業の振興を目指し、総合計画や農水産業計画において農水産業振興施策の方向性ととともに具体的な取組や行程などを明確にし、施策の着実かつ効果的な実施につなげています。

計画の位置づけ



施策体系

【将来方向】【施策の目標】

1 競争力の高い農水産業の振興

検証指標
〔農水産業の産出額（暦年）〕

・農業産出額

基準値	実績値	検証値
471億円 (H26)	501億円 (H30)	504億円 (R5)

・漁業産出額

基準値	実績値	検証値
60億円 (H25)	65億円 (H30)	72億円 (R5)

2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

検証指標
〔販売農家1戸当たりの
出荷額（推計）（暦年）〕

基準値	実績値	検証値
895万円 (H26)	968万円 (H30)	1,084万円 (R5)

3 農と食の魅力創造

検証指標
〔地元の農水産物を優先的に選ぶ
市民の割合〕

基準値	実績値	検証値
82.1% (H27)	79.6% (R1)	上昇 (R5)

【基本方針】

1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

2 稼げる畜産・水産業の推進

1 経営体の強化

2 生産基盤の整備・保全

1 民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大

2 生産者と消費者との交流促進

【施策】

（1-1-1）
消費者・事業者のニーズに対応した良質な農産物の生産拡大、スマート農業の推進

（1-1-2）
安定した農業生産・集出荷の推進

（1-1-3）
環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進

（1-2-1）
収益性の高い畜産業の推進

（1-2-2）
漁業生産に係る支援

（2-1-1）
担い手の育成・確保の推進

（2-1-2）
経営の安定化

（2-2-1）
農地及び土地改良施設整備・保全の推進

（2-2-2）
漁場及び漁港施設の整備・保全の推進

（3-1-1）
農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進

（3-2-1）
農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進

（3-2-2）
地産地消の推進

豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

改定のポイントと主な取組

1 競争力の高い農水産業の振興



・ 農業の潜在力を発現させるスマート農業の推進（新規）

ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実証試験に取り組み、その結果の地域への展開や各種支援により新技術の実装の加速化を推進。

・ 農産物の生産性と品質の向上

農産物の生産性と品質の向上とともに、経営規模の拡大や低コスト化を推進。

・ 省力化・軽労働化の推進

農産物を安定生産するため、台風などの気象災害に強い低コスト耐候性ハウス、省力化・軽労働化に資する施設・機械の導入を推進。

・ 鳥獣被害対策の強化

総合的な鳥獣被害対策として、有害鳥獣の捕獲体制の強化、侵入防止柵の整備、鳥獣のすみかをつくらないための地域ぐるみの環境整備等を推進。

・ 環境保全型農業の推進

化学合成農薬・化学肥料の使用を低減する技術や良質な堆きゅう肥を用いた土づくりなどを推進。

・ 漁業生産に係る支援

海域環境のデータ解析やノリ養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動への対応を推進。

※SDGsの詳細については本編をご参照ください。



2 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立



・ 国土強靱化と災害に強い農水産業の推進（拡充）

熊本地震、集中豪雨など近年の多発する自然災害、国土強靱化基本計画等を踏まえ、防災・減災に向けた取組や基盤の整備・保全を推進。

・ 担い手の育成・確保

認定農業者等の担い手や新規就業者を含む農漁業後継者を育成・確保し、経営規模の拡大などを推進。

・ 農地の集積・集約化

人・農地プランを基に、農地中間管理事業等を積極的に活用し、次世代に引き継ぐことを目指した担い手への農地の集積・集約化を推進。

・ 農地や漁場、関係施設等の整備・保全

農地や漁場の整備・保全により、生産性の向上や環境の改善を図るとともに、排水機場やため池、漁港施設などの関係施設の整備・維持管理により、防災・減災を推進。

※SDGsの詳細については本編をご参照ください。



3 農と食の魅力創造



・ 民間企業や農漁業者との連携等による販路開拓・拡大（拡充）

新たな販路や流通体制の構築が重要となることから、民間企業や農漁業者との連携、トッププロモーションの実施等を通じて、農水産物等のブランド化・高付加価値化を推進。

・ 効果的な情報発信

各種イベントやSNSなどの多様な手法や媒体を活用し、本市の農水産物に関する情報や魅力を効果的に発信。

・ 地産地消の推進

市内の農産物直売所の魅力向上、活性化などにより地域の農水産物を購入できる場・機会を提供し、地産地消を推進。



※SDGsの詳細については本編をご参照ください。

「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興に向けた重点施策(新規)

・ 農水産物の販路拡大

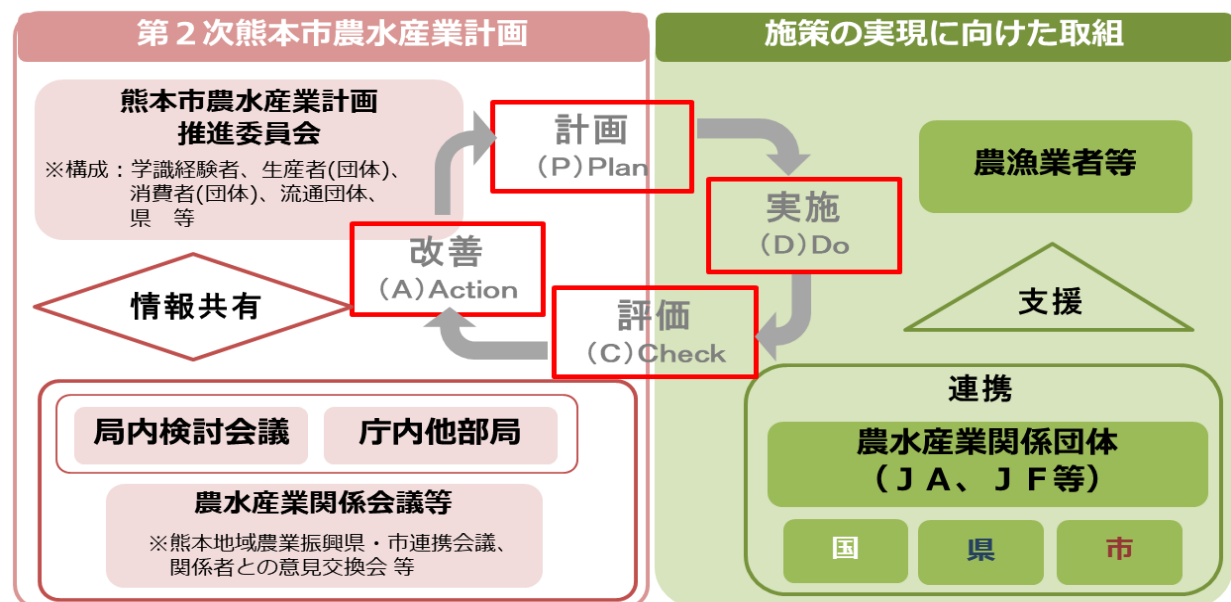
各種イベントの中止、国内外からの観光客や外食需要の減少により、消費が低迷している花きや肉類の消費需要喚起を行うとともに、「巣ごもり消費」需要による非接触型の通信販売等の活用の支援を推進。

・ 農漁業経営の安定化とスマート農業の推進

県やJA等と連携し、農漁業経営体のリスク対応力の強化や雇用労働力確保対策に取り組むとともに、スマート農業の活用による生産性の向上や省力化、産地としての情報共有を通じた営農指導の効率化を推進。



計画の推進体制



【国コロナ対策】高収益作物次期作支援交付金の運用見直し等の経緯と本市の対応について (続報)

事業の内容・経緯（2月10日現在）

○第1次補正予算で事業創設【予算額242億円】

新型コロナウイルス感染症による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業者を支援

①次期作に前向きに取り組む農業者への支援 【5万円/10a】 【2万円/10a×取組数】

②厳選出荷に取り組む生産者への支援 【定額支援：2,200円/人日】

○第2次補正予算で運用改善を実施

⇒施設花き等の交付単価を大幅に引き上げ 【5万円/10a⇒施設花き等：80万円/10a、施設果樹：25万円/10a】

○10月12日に運用見直しを農林水産省生産局長名で通知

⇒交付額の上限を各農業者の減収額以内に制限する等の大幅な変更

○10月30日に運用見直しに対する追加支援措置の公表

⇒交付金を見込んで、機械や資材に既に投資を行った農業者に対し追加支援

○11月13日に実施要綱・要領改正（11月17日農林水産省説明会）

○第3次補正予算で運用見直し等後の所要額を増額措置【予算額242億円+1,343億円】

本市の対応

●運用見直し等に対処すべく国、県、JA等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた説明会や個別面談を実施し、農業者の申請内容について再精査を実施

●12月25日にすべての事業実施主体（地域農業再生協議会等）が九州農政局に事業実施計画書を提出

⇒申請件数1,049件（運用見直し前1,900件）

○今回の運用見直し等について、農業者に個別に面談受付（電話対応も含む）を行い、減収がなかった又は減収額が少なかった農業者から申請取り下げ等があり、国への申請件数は減少

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～ (令和2年10月追加措置)

コロナ禍にあっても、機械や資材に既に投資を行うなど、積極的な取組を行った生産者の経営に影響が生じ取組の継続ができなくなることがないように、**10月の運用見直しにより、交付金が減額又は交付されなくなる生産者を対象として、本交付金を見込んで既に実施した機械等の投資に対し、減額分を上限として支援します。**

1 支援対象となる生産者

本交付金の10月の運用見直しにより、**交付予定額が減額又は交付されなくなる生産者**であって、かつ、事業開始（4月30日）から10月30日※¹までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者

※1 本追加措置の公表日。

2 支援内容

(1) 機械・施設：機械・施設の取得費（定額※²）

(2) (1) 以外の取組（資材等）：掛かり増し経費※³（定額※²）

※² 補助額は、運用見直し前の交付予定額が上限（ただし、運用見直しにより、交付額が減額となった方は、その減額分が上限）となります。

※³ 新たな資材の購入費のほか、新たに地域でまとまって取り組む資材等の経費、通常使用している資材の使用量の増加分等が対象となります。

追加措置の対象となる取組の例

①機械・施設の取得費

・機械の新たな取得費

・設備や施設の整備費

②資材等の取組の掛かり増し経費

・新たな資材の購入経費

(例) 従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新など

・新たに地域でまとまって取り組む資材等の経費

(交付金を契機として、産地として推進している取組に係る推奨資材等)

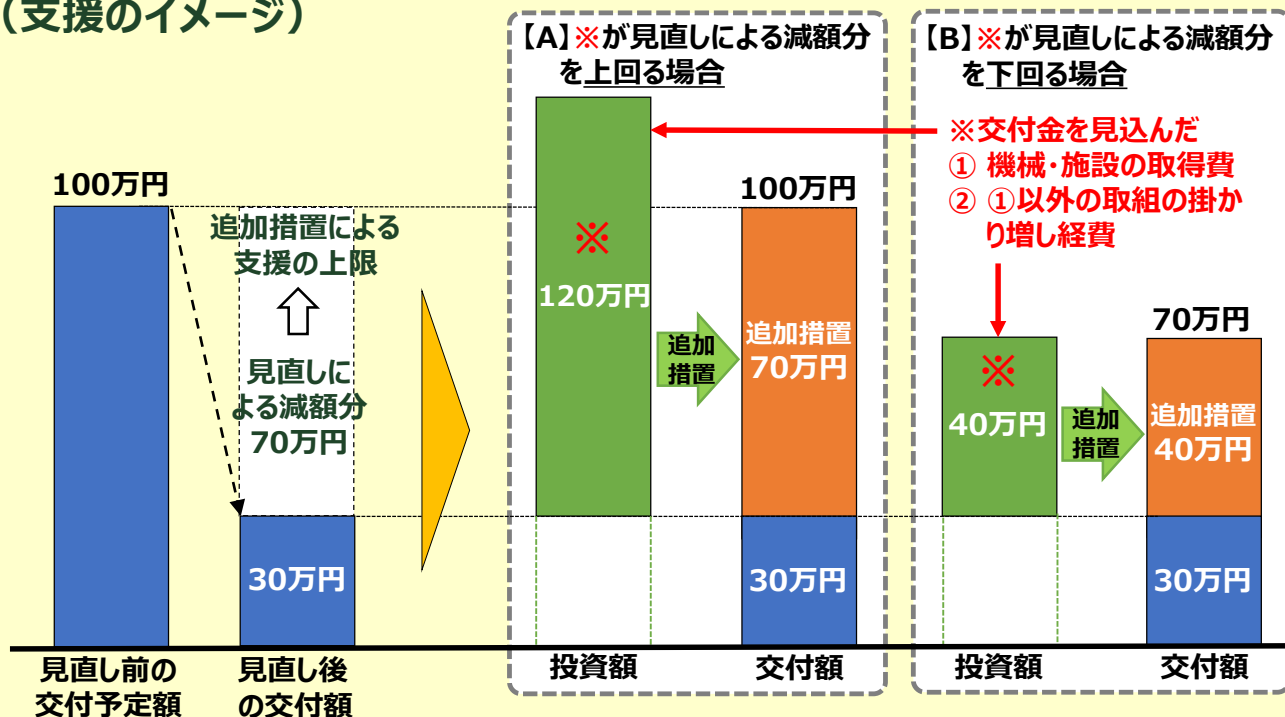
(例)

- ・品質のバラツキの解消のため、地域でまとまって特定の肥料を利用
- ・産地で決めた優良品種の種苗への切り換え
- ・土壌分析に基づき導入した土壌改良資材の利用

・通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(例) 品質向上のための肥料の施用量の増加分

(支援のイメージ)



Q&A

(質問) 追加措置の支援を受ける場合でも、申告書の提出が必要になりますか。

(答) 追加措置に係る投資額が「運用見直し前の交付予定額」を上回った場合、「運用見直し前の交付予定額」どおりの支払いとなることから、申告書（減収額の計算など）の提出は不要となります。

(質問) 追加措置の申請に必要な書類はいつまでに提出すれば良いのですか。

(答) 農業者の皆様から事業実施主体（地域再生協議会、J A等）への書類の提出期限は、事業実施主体ごとに決められますので、ご確認ください。

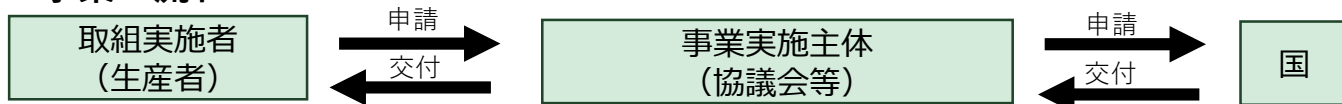
(事業実施主体への皆様へ)

農業者の皆様から書類の提出を受け、その内容を反映した事業実施計画書等を12月25日（金）までに地方農政局等へ提出願います。

※ その他のQ & Aは、農林水産省のウェブページに掲載いたします。



< 事業の流れ >



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課 ☎03-6738-7423
 北海道農政事務所 生産支援課 ☎011-330-8807
 東北農政局 生産部 園芸特産課 ☎022-221-6193
 関東農政局 生産部 園芸特産課 ☎048-740-0434
 北陸農政局 生産部 園芸特産課 ☎076-232-4314

東海農政局 生産部 園芸特産課 ☎052-223-4624
 近畿農政局 生産部 園芸特産課 ☎075-414-9023
 中国四国農政局 生産部 園芸特産課 ☎086-224-4511
 九州農政局 生産部 園芸特産課 ☎096-300-6251
 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 ☎098-866-1653

24 高収益作物次期作支援交付金

【令和2年度第3次補正予算額 134,300百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた花き・茶・野菜・果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。また、令和2年10月に行った本交付金の運用見直しにより、交付金が減額または交付されなくなる生産者を対象として、本交付金を見込んで既に実施した機械等の投資に対し、減額分を上限として支援します。

＜事業目標＞

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス感染症の収束後に向けた生産体制の強化

＜事業の内容＞

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- ① 次期作に前向きに取り組む花き・茶・野菜・果樹等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を各生産者の減収額を超えない範囲で支援します。

【定額支援】

野菜、果樹、花き、茶等：10aあたり5万円（注1）
施設花き等：10aあたり80万円
施設果樹：10aあたり25万円

運用見直しに伴う追加措置

本交付金の10月の運用見直しにより、交付予定額が減額または交付されなくなる生産者であって、事業開始（4月30日）から10月30日までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者を対象に、減額分を上限として支援します。

- ② 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。

【定額支援：10aあたり2万円×取組数】（注2）（運用見直し対象外）

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。

【定額支援：1人・1日あたり2,200円（ただし、作業従事者1人につき90日まで）】

（注1）、（注2）は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品種・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品種導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、まとまって高品質な花き等を出荷



芽かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

【お問い合わせ先】（野菜等関係）生産局園芸作物課（03-6738-7423）
（花き関係）園芸作物課（03-6738-6162）
（茶関係）地域対策官（03-6744-2117）